

2016年4月

## 裾野産業への投資に対する優遇措置について



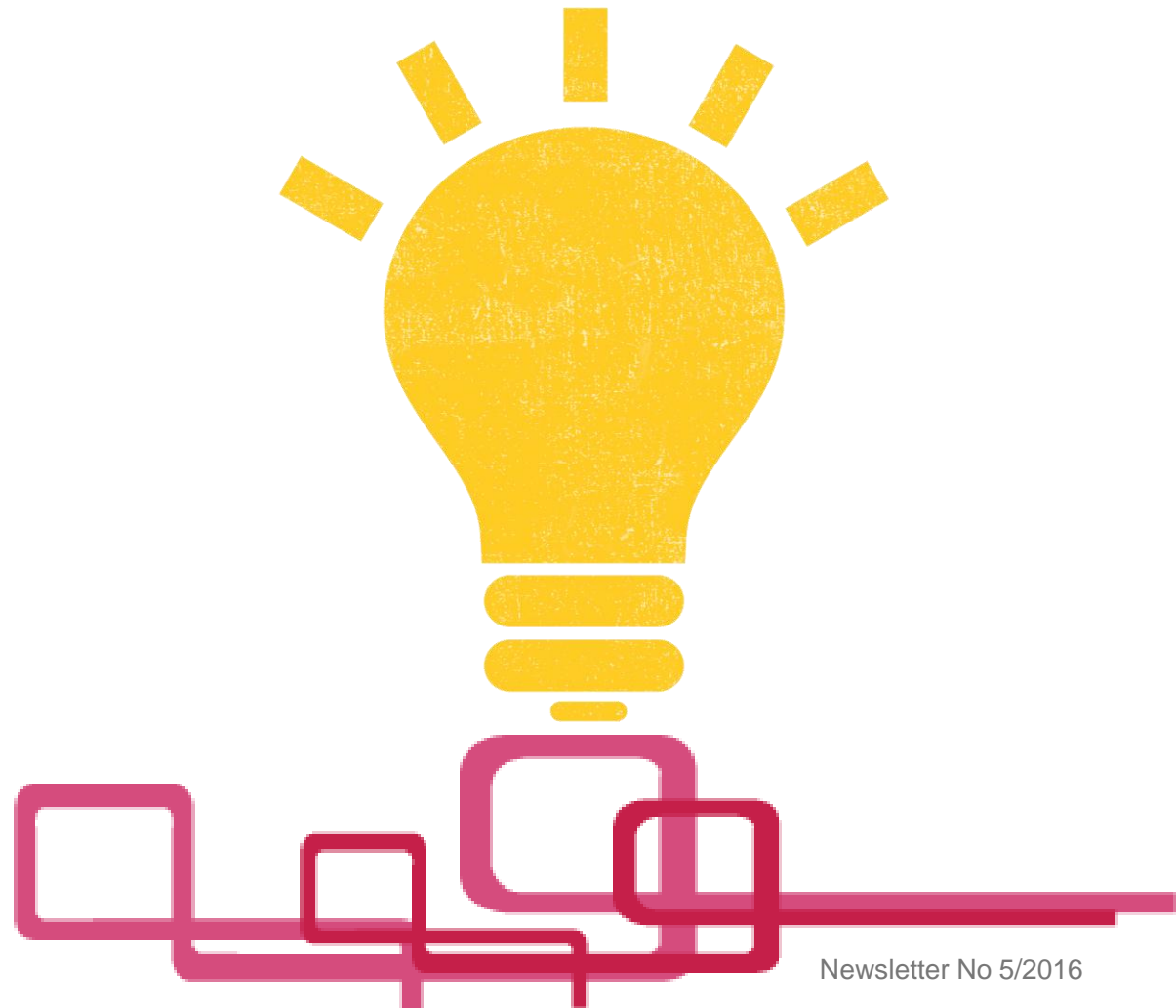
裾野産業は、ベトナムのような発展途上国にとって重要な産業分野です。工業製品の競争力に決定的な影響を与え、工業化・近代化の過程を促進し、外国投資の誘致能力を高め、そして、製造技術の移転およびレベル向上を促進する裾野産業は、発展戦略に最も重要な産業の一つとして認識されています。裾野産業の重要性を認識し、現状および様々な課題を踏まえた上で、ベトナム政府は、裾野産業をより重視する強い意志を示すべく、裾野産業発展に関する政令 Decree 111/2015/ND-CP (Decree 111) を発行しました。Decree 111 は、2016年1月1日から発効しています。

この政令に続いて、工商省は、発展を優先する裾野産業製品リストに含まれる裾野産業製品の製造プロジェクトに対する優遇措置の確認および事後検査の手続きを規定する2015年12月30日付け Circular 55/2015/TT-BCT を発行しました。

税務分野では、Decree 111 で発行された発展を優先する裾野産業製品リストに含まれる裾野産業製品の製造プロジェクトに対する付加価値税の申告および法人所得税の優遇に関するガイダンスとして2016年2月5日付け財政省 Circular 21/2016/TT-BTC が発行されました。

今回の Newsletter では、弊社 Grant Thornton Vietnam から、以下についてご案内申し上げたく存じます。

1. 裾野産業について。
2. 裾野産業への投資家に対する優遇措置。
3. 裾野産業の確認書発行を受けるためには？
4. 弊社 Grant Thornton Vietnam からのサービス。



## 1. 裾野産業について

発展を優先する裾野産業製品リストに含まれる裾野産業製品の製造プロジェクトには、新規投資プロジェクト、拡張プロジェクト、および、20%以上の製造能力を向上させる新規設備や新規製造工程の応用・製品製造を伴う技術革新が含まれます。

発展を優先する裾野産業製品リストは、Decree 111 の附属書に詳細されています。代表的な分野、製品としては、以下のようなものが含まれています。

- 繊維・縫製産業：生地。縫糸。縫製附属・副資材など。
- 皮革・履物産業：靴用接着剤。金具、ハトメ、金具などの装飾副資材。
- 電子産業：樹脂部品、ゴム部品、機械・電子部品、ガラス部品などの電子製品部品。電話の充電器。電線・ケーブル、LED電球、電話のヘッドフォン・スピーカーなど。
- 自動車製造組立産業：エンジンおよびエンジン部品。エンジンブロック、ピストン、クランクシャフト、コネクティングロッド、ギア、排気集合管、シリンダー、インテークアセンブリ、カムシャフト、ピストンリング、エンジンバルブ。ランプ、クラクション、各種メーターなど照明および信号システム。ブレーキシステムなど。
- 機械製造産業：金型、ジグ。プレス金型、鋳型、加工ジグ、検査ジグ。工作機械・溶接機械の部品および付属品。工業用鋼など。
- ハイテク産業向け裾野産業製品。
  - 各種金型：精密金型、精密樹脂金型。
  - 各種設備開発用の各種電子部品・超小型電子回路：周辺機器、コンピュータ、家庭用電子機器、音響映像機器、太陽電池。各種マイクロプロセッサ。各種制御装置（プログラマブルロジックコントローラー、CNC制御装置など）。

- 各種高品質樹脂部品：各種精密駆動装置、耐久性が高く耐用年数の長い各種樹脂部品、耐熱性があり磨耗耐性の高い各種樹脂部品。

## 2. 裾野産業への投資家に対する優遇措置

以下のような一連の優遇措置を受けることができます。

- **輸入関税**：固定資産を形成する輸入物品に対する輸入関税が免税されます。
- **付加価値税（VAT）**：発展を優先する裾野産業製品リストに含まれる裾野産業製品の売上げ（年間売上げが500億VND以上または以下を問いません）に対しては、四半期毎のVAT申告ができます。
- **法人所得税**：各税法の一部条項を改正補足する2014年11月26日付け法律 Law 71/2014/QH13 の規定に基づいて法人所得税の優遇措置を受ける新規投資プロジェクトは、以下条件の一つを満たす裾野産業製品を製造する必要があります。
  - a. 2015年1月1日前に国内で製造をしていた発展を優先する裾野産業製品（Circular 55 の附属書1が規定する製品）で、かつ、欧州連合の技術基準（欧州標準化委員会CENが配布する基準）または同等の基準（あれば）に準拠する証明書がある製品。
  - b. 2015年11月3日付け政令 Decree 111/2015/ND-CP の附属書にある発展を優先する裾野産業製品リストが規定する裾野産業製品で、かつ、Circular 55 の附属書1に含まれない製品。

- **投資信用:** 借入額の15%以上の担保・抵当資産価値を持っていること、自己資本の20%以上を投資プロジェクトへ投下すること、税金の滞納や不良債権化した信用機関やその他経済組織からの融資が無いという条件を満たす場合、中小企業に対する信用保証機関による保証に基づいて、投資資本の70%を上限として、信用機関からの借入れを受けることができます。
- **土地・水面賃借:** 土地に関する法令の規定に従って、土地・水面の賃借料を免除・減額してもらうことができます。

### 3. 裾野産業製品製造の優遇確認書発行を受けるためには？

**裾野産業製品を製造する新規投資プロジェクトの確認を申請できる対象者は、以下の通りです：**

- 初めて実施するプロジェクト、または、既存プロジェクトとは独立して活動するプロジェクト。
- 20%以上の製造能力を向上させる新規設備や新規製造工程の応用を伴う裾野産業製品製造のための規模拡張、生産性向上、技術革新を行う既に製造活動をしているプロジェクト。

**プロジェクト実施地の管轄当局、または、工商省重工業局へ提出する書類：**

- 優遇措置の確認申請書。
- 企業登録証明書、または、事業登録証明書。
- プロジェクトに関する説明書。
  - 初めて実施するプロジェクト、または、既存プロジェクトとは独立して活動するプロジェクトの場合：投資および建設に関する法令の現行規定に基づく投資プロジェクト報告書。
  - 既に製造活動をしているプロジェクトの場合：
    - 製造工程、施設（工場）、機械設備（製造中の製品および規模に適した主要工程での専門機械設備のリストおよび能力の表、測定設備、品質検査設備など）の現状説明。製造能力。優遇措置の確認申請書を提出する直前の年度の監査済み財務諸表（または、財務諸表）。
    - 20%以上の製造能力を向上させる新規設備や新規製造工程の応用を伴う規模拡張、技術革新への投資についての投資および建設に関する法令の現行規定に基づく説明。

- 環境影響評価報告書の承認決定書（新規投資プロジェクトの場合）、または、環境保護法の規定に基づく環境保護誓約書、あるいは、工事および環境保護措置の完了確認書（既に活動中のプロジェクトの場合）。
- 欧州連合の技術基準（欧州標準化委員会CENが配布する基準）、または、製品商品の品質に関する法令の規定に基づく認証ライセンスを受けた認証機関が発行した同等の基準（あれば）に準拠する証明書

### 期限:

- 管轄当局は、5営業日以内に、書類が適切であり不備が無いかを検査します。
- 書類が適切であり不備も無い場合、管轄当局は、15営業日以内に、書類の内容審査を行います。必要な場合には、現場での実地検査をします。管轄当局は、遅くとも30営業日後には、優遇措置確認の結果通知書を用意する必要があります。

### 確認書の発行を受けた後の定期報告書

毎年、翌年の1月31日までに、優遇措置を受けた機関は、優遇対象となる製品の製造事業状況を工商省へ報告する義務があります。

### 4. 弊社 Grant Thornton Vietnam からのサービス

投資家のプロジェクトが優遇対象となる裾野産業に該当するか否かの判断、そして、管轄当局へ提出する各種資料の正確性および適切性は極めて重要です。弊社 Grant Thornton Vietnam では、投資家皆様の投資プロジェクトへ優遇措置が適用されるよう、管轄当局からの優遇措置確認書取得、および、関連する税務優遇措置に関わるプランの検討、評価、そして、立案の段階から、手続きの支援段階に至るまで、投資家の皆様をご支援致します

詳細にご興味のある方は、ご遠慮なく、弊社 Grant Thornton Vietnam の専門家へお問い合わせ下さい。

この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。今回の Newsletter の情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

#### Hanoi Office

18<sup>th</sup> Floor, Hoa Binh International Office Building  
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District  
Hanoi, Vietnam  
T + 84 4 3850 1686  
F + 84 4 3850 1688

#### Hoang Khoi

Tax Partner  
D +84 4 3850 1618  
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

#### Nguyen Dinh Du

Tax Partner  
D +84 4 3850 1620  
E Du.Nguyen@vn.gt.com

#### 大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk  
D +84 4 3850 1680  
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

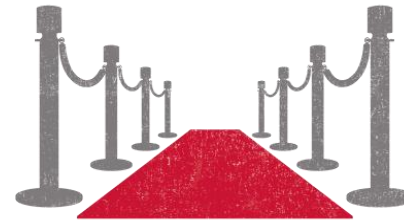
#### Pham Ngoc Long

Tax Director  
D +84 4 3850 1684  
E Long.Pham@vn.gt.com

#### Newsletter のダウンロードは

下記サイトへアクセス下さい。

[www.grantthornton.com.vn](http://www.grantthornton.com.vn)



#### Ho Chi Minh Office

14<sup>th</sup> Floor, Pearl Plaza  
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District  
Ho Chi Minh City, Vietnam  
T + 84 8 3910 9100  
F + 84 8 3910 9101

#### Nguyen Hung Du

Tax Partner  
D +84 8 3910 9231  
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

#### Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director  
D +84 8 3910 9235  
E Valerie.Teo@vn.gt.com

#### Tran Hong My

Tax Director  
D +84 8 3910 9275  
E HMy.Tran@vn.gt.com

#### 則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk  
D +84 8 3910 9205  
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

#### Tran Nguyen Mong Van

Tax Director  
D +84 8 3910 9233  
E MongVan.Tran@vn.gt.com